

秩父別町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秩父別町企業立地促進条例（平成20年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(指定事業者の申請及び決定)

第2条 条例第4条の規定による指定事業者の申請は、新設又は増設する工場等の工事に着手する日の60日前から工事に着手した日の30日後までの期間内に、秩父別町企業立地促進奨励措置事業者指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、内容を審査し、適当と認めたときは指定事業者として決定し、秩父別町企業立地促進奨励措置事業者指定通知書（別記様式第2号）により通知する。

3 町長は、前項の決定に対し条件をつけることができる。

(課税の減免申請等)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による課税の減免の申請は、当該課税の減免を受けようとする年の1月31日までに課税減免申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、内容を審査し、課税の減免を決定したときは、課税減免決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(補助金の交付申請等)

第4条 条例第5条第1項第2号の規定による補助金の交付の申請は、当該工場等の操業を開始した日（雇用者に対する補助金にあつては、当該工場等の操業を開始した日から1年を経過した日、工場用上水道使用料に対する補助金にあつては、当該上水道を使用した日から1年経過した日）以後に補助金交付申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、内容を審査し補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書等（別記様式第6号）により通知する。

(土地等の貸付等)

第5条 条例第5条第1項第3号の規定による土地等の貸付を受けようとするときは、新設又は増設する工場等の工事に着手する日の60日前までに町有土地等貸付申請書（別記様式第7号）により、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、内容を審査し貸付けを決定したときは、町有土地等貸付通知書等（別記様式第8号）により通知すると共に、貸借契約を締結するものとする。

3 前項の規定による貸借契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 貸付物件区分
- (2) 面積
- (3) 構造・規模
- (4) 貸付期日
- (5) 貸付条件
- (6) その他 町長が必要と認めた事項
(事業計画の変更申請)

第6条 条例第12条第1項の規定による事業計画の変更申請は、事業計画変更承認申請書（別記様式第9号）により行う。

2 条例第12条第2項の規定による事業計画の廃止等の届出は、事業計画廃止（変更）届（別記様式第10号）により行う。

(措置の承継届)

第7条 条例第13条の規定による届出は、同条の規定する承継の事実が生じた後、速やかに承継届（別記様式第11号）に事実を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の返還協議)

第8条 条例第14条第3項の規定による協議に係る届出は、操業（事業）休止等予定届（別記様式第12号）により行う。

(届出書)

第9条 条例第15条の規定による届出は、次により行う。

- (1) 工事に着手したとき 工事着手届（別記様式第13号）
- (2) 工事が完了したとき 工事完成届（別記様式第14号）
- (3) 事業を休止又は廃止したとき 操業（事業）休止（廃止・変更）届（別記様式第15号）
- (4) 指定事業者の決定前にその事業用施設等の工事着手及び工事完成並びに操業又は事業を開始したとき 操業（事業）開始届（別記様式第16号）

(状況の報告書)

第10条 条例第16条の規定による報告は、操業（事業）状況報告書（別記様式第17号）により行うこととし、その報告の際には、その事業年度の事業報告を添えなければならない。

(補助)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別記様式 (省略)